

事務連絡
令和3年6月17日

各 { 都道府県
指定都市 } 難病対策担当 御中

厚生労働省健康局難病対策課
難病企画係

難病指定医向けオンライン研修サービスの改修について

日頃より難病対策の推進につきましては、平素より格別の御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する診断書（以下「臨床調査個人票」という。）の交付を適正に行うため、同項に基づき都道府県知事及び指定都市の長が定める指定医（以下「指定医」という。）の指定については、法及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下「規則」という。）等により定めており、その要件として、専門医の資格を証明する書面又は規則第15条第1項第1号イ若しくは第2号に規定する研修の課程を修了したことを証する書面の提出を求めることとしております。

当該都道府県等が行う研修については、地域の実情に応じて、インターネットを活用した研修が実施されていたところ、都道府県等からの要望もあったことから、令和2年2月1日より国による難病指定医向けオンライン研修サービスの提供を開始し、「難病指定医向けオンライン研修サービスの運用開始について」（令和2年1月24日付事務連絡）でお知らせしたところです。

今般、令和2年の地方分権改革に関する提案¹において、同サービスについて運用改善を図ることを求める提案があったこと等を受け、現在関係審議会において議論中ではありますが、受講に必要なID・パスワードの自動発行機能を実装する方向で調整中ですので、別紙のとおり情報提供いたします。

変更マニュアル等の詳細につきましては、対応方針等が確定し次第、追ってお知らせいたしますが、難病指定医向けオンライン研修サービスの利用希望者へのご案内について、必要な対応のご準備をいただきますようお願いいたします。

（参考）

別紙1 難病指定医向けオンライン研修サービス_機能更新にかかる利用の流れについて

別紙2 難病指定医向けオンライン研修サービス_Q&A

¹ 令和2年 内閣府と関係府省との間で調整を行う提案についての最終的な調整結果について（管理番号154）
https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/doc/r2/tb_r2_kekka_12_mhlw_2.pdf